
令和4年 第7回(定例)木城町議会会議録(第2日)

令和4年9月7日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和4年9月7日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 散会

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 散会

出席議員(9名)

1番 久保富士子君	2番 桑原 勝広君
3番 森 伸夫君	5番 眞鍋 博君
6番 神田 直人君	7番 黒木 泰三君
8番 後藤 和実君	9番 甲斐 政治君
11番 中武 良雄君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤井 学君 議事調査係長 内野宮克俊君
書 記 池田真那海君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	萩原 一也君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	河野 浩俊君
会計管理者	壺岐 和寿君	まちづくり推進課長	西田 誠司君

環境整備課長	……………	長友 渉君	教育課長	……………	黒木 宏樹君
税務課長	……………	谷岡 潔君	福祉保健課長	……………	小野 浩司君
町民課長	……………	平野 大輔君	産業振興課長	……………	三隅 秀俊君
代表監査委員	……………	桑原 正憲君			

午前9時00分開議

○事務局長（藤井 学君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

また、本日は傍聴席の皆様にはアンケートを準備しております。ご意見、ご感想などをお聞かせいただきたいと思っております。お帰りの際は、傍聴席入り口の回収箱に投函ください。併せてご協力をお願いいたします。

なお、服装につきましては、本日クールビズ対応としております。

それでは、皆様ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（中武 良雄） おはようございます。

早朝より議会傍聴にご来場いただきありがとうございます。

傍聴に当たりまして、議事進行の妨げとなる私語については慎んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、本定例会においては、新型コロナウイルス感染症対策のため換気を行い、議場内においては、マスクの着用及び消毒の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

宮崎日日新聞社高鍋支局長より、本会議の録音の許可を求められましたので、議会傍聴規則第9条の規定によりその録音を許可したことをご報告いたします。

本日は、2名の議員が一般質問を行います。質問方式については、一問一答式により行われ、議員の発言時間を30分以内としております。各議員の質問事項につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

また、本日は議会広報のため、議場内で質問者、答弁者、傍聴席の写真撮影を行いますので、ご了承ください。

定刻になりました。ただいまの出席議員は9名です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1. 一般質問

○議長（中武 良雄） 日程第 1、一般質問を行います。

これから、通告順に登壇の上、質問を許します。

まず、1 番、2 番の質問事項については、一問一答式により、1 番、久保富士子君の登壇質問を許します。1 番、久保富士子君。

○議員（1 番 久保富士子君） 皆さん、おはようございます。

先日の大型で強い台風 11 号が、本県に接近するのではないかとということで心配をしておりましたが、大きな被害もなく台風が通過して安堵しているところであります。

今回の台風は離れた地域で大雨や強風が発生していることもあり、本町でもいち早く避難所の開設をしていただき、高齢者などの避難指示が出されました。中之又、高城児童館に避難された町民もおられたということです。

特に災害に関しては命に関わることでありますので、今回のように素早い対応をしていただくと私たち町民も安心できます。しかし、今回の報道された本町の人口、世帯数が違っているとのご指摘が町民の方からありましたので、正確な数字を流していただきたいと思えます。

今年も、日本を含め世界中で猛暑が続いており、世界各地で水害や土砂災害が起きています。今回の台風 11 号でも台湾や韓国では、甚大な被害が出ています。被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

気象報道では、「記録的」、「数年に一度」、「今まで経験したことのない」といったフレーズを、毎年のように耳にします。

今では、豪雨や台風の被害は当たり前になってきました。気候変動は未来のことではなく今、私たちの生活を脅かす脅威です。日本でも 7 月、8 月と線状降水帯の発生や台風 6 号、今回の 11 号の影響で、東北や北海道をはじめ全国各地で被害が拡大し、建物被害や人的被害、農作物被害などの自然災害が発生している状況で、改めて防災・減災の取組が重要だと感じました。

そこで、今回は通告順に防災・減災の取組と町営住宅に関する質問をさせていただきます。

それでは、最初に防災・減災の取組についてお伺いたします。

現在の流行第 7 波は感染力が強いとされるオミクロン株の派生型である B A. 5 が主流となり、感染の急拡大で自宅での療養を余儀なくされる人が急増しております。

いざ、災害が発生した場合、生命を守るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の観点でどのような行動をとっていただくか。先日、宮崎日日新聞社の調べで、新型コロナウイルス禍が続く中、県内 26 市町村の約 3 割にあたる 8 市町村が感染症対策の業務継続計画を策定していないことが分かりました。

木城町は、感染症対応の業務継続計画を策定していませんが、新型コロナウイルス感染症の拡

大に伴い、これまで経験したことのない不測の事態に直面するかもしれません。感染症対応の業務継続計画を策定している門川町でも第2波で、ある部署の職員全員が出勤できない状態に直面したことから、今後も見直しや検討が必要と考えているということでした。総務省も1月、オミクロン株の高い感染力を踏まえ、業務継続に備えた対応を全国の自治体に求めています。

この感染症対応の業務継続計画は、新型コロナウイルス感染症などによる職員の出勤困難者が発生し、町の業務継続が困難となる場合に備えて、限られた人員で感染拡大を防止し、町民の生命と健康を守り、町民生活に必要な行政サービスを継続して提供していくために策定されるものですが、本町としては今後どのような取組をされるのかお伺いいたします。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 私のほうからは、まず初めに台風11号についてご報告をさせていただきたいと思います。

木城町におきましては、5日の日にA号配備、いわゆる総務財政課の担当とそれぞれ各課の担当1名を庁舎に待機をさせておりました。5日の15時にA号配備、そして6日の朝7時に解除したところであります。

それから、高齢者の避難準備情報も出しましたので、それについては4名の避難者がいたという報告を受けております。それから、災害の状況でありますけれども、中之又の林道中之又吐合線が一部崩土があったということで、これについては、国の災害対応でやっていく予定にしております。

それから、一部、県道等においては倒木がありましたが、これについてはすぐ撤去したところであります。それから、先ほど人口、人数が違うのではないかとということでありましたが、人口の捉え方、二つありまして、いわゆる現住人口と住民基本台帳、住基人口と私たちは言っていますが、そのどちらを使うのかなというのが難しいところがあります。

通常は現住人口、今現在住んでいる人口を持っていくわけですが、中にはいわゆる住基人口で教えてくださいという部分もありますので、そこら辺りの住基人口と現住人口の違いでお尋ねになられた方は戸惑われたのではないかなと思いますので、ここら辺りについても今後分かりやすい情報発信に努めていきたいと思っております。

それから、今度は業務継続計画の取組についてであります。

ご承知のように8月30日から9月5日までは防災週間、そして9月1日は防災の日でありました。そして今現在9月は、防災月間であります。先ほどお尋ねがありましたように、いろいろな災害がこの時期に発生をするということで、改めて意識を高めるために9月が防災月間とされているところであります。

木城町におきましては、過去、忘れてはならない災害が起こっております。1963年、昭和

38年9月12日でありますけれども、1時間最大雨量112ミリという記録的な豪雨によりまして、2名の方がお亡くなりになっていらっしゃいますし、また牛などの経済動物も亡くなっています。いわゆる田神地区で起こりました。田神水害であります。

そういうことで、私たちは自然災害の大国日本で暮らしておりますので、日頃からもしもに備えて防災対策の見直しでありますとか、災害に対する備えをそれぞれがしておくべきものと私は考えております。

そこで、新型コロナウイルス感染症や大地震などの大規模災害が発生をしますと、通常どおりに業務ができなくなってまいりますので、そこで今ご質問の業務継続計画が必要となってまいります。木城町におきましては、平成31年3月に大規模災害を想定いたしました木城町業務継続計画を策定しております。

それから新型コロナウイルス、今、爆発的な感染拡大であります。それに伴いましては、木城町は8月に木城町新型コロナウイルス感染症対策業務継続計画を策定しておりますので、していないというのではなくて、しているということであります。

違いは何かと申しますと、大規模災害時の業務計画は外的な要因によるものでありますが、新型コロナウイルスは人的な影響が大変大きいということで、どうしてもこの二つを分けてする必要があったということから、策定をしているところであります。そういうことでご理解いただきたいと思っております。

それから、感染症対応の新型コロナウイルス関係の業務継続計画の具体的な内容でありますとか、概要等についてお尋ねであれば、担当課であります総務財政課長のほうから答弁をいたします。

○議長（中武 良雄） 総務財政課長。

○総務財政課長（河野 浩俊君） 先ほど、町長のほうから新型コロナウイルス感染症業務継続計画の策定について、8月に策定を終えたということで報告したところでございますが、ここに来ての爆発的な感染状況を踏まえまして、町職員に感染症による出勤困難者が多数発生した場合に備えて、新たに発生する業務、それから通常業務のうちで継続の必要性が高い業務、それから縮小、延期、中止する業務を適切に選定しまして、町民生活に必要な行政サービスを継続して提供することを目的に、策定したところでございます。

本計画の目的としましては、町民の生命及び町民生活に及ぼす影響が最小となるようにすること、2つ目に町民生活を維持する町の業務を継続させるために、職員配置、継続業務の選択など必要な体制を整えることとしております。

以上でございます。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 業務継続計画、これ感染症についてでございますが、策定ができたということで、私がこの質問をしようということで担当課のほうにお尋ねに行ったときには、まだ策定中ということで、いつぐらいまでに行けるのかなということをお尋ねしようと思っておりました。失礼いたしました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策を伴う避難所運営について質問します。

災害時の避難所運営の課題として新型コロナウイルス感染症の影響により、避難者はもちろんのこと、避難所運営スタッフの感染も防止するため、避難所という密になりやすい空間の中で、感染拡大防止策を徹底することは極めて重要になると思われれます。

本町でも、新型コロナウイルス感染症への感染者や陽性者が増加傾向にあります。避難所運営について、一般避難者と発熱や咳などのある方や濃厚接触者との避難を余儀なくされるわけです。

国の新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインによりますと、発熱者など及び濃厚接触者に専用スペース、トイレ動線が確保できない場合には、対応可能な別の一般避難所などへの避難を推奨しております。さらには、専用避難所の別途開設も推奨しておりますが、町内避難所のキャパシティは十分なのか取組についてお伺いします。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） まず、避難所の収容につきましては、町内19か所の指定緊急避難場所等を準備しておりまして、人口の約半分48%、2,300名を収容できるという体制を整えているところであります。今、ご質問のようにコロナ禍では、2,300人を受け入れることは無理であります。いわゆる3密を避ける。あるいは2メートルの距離を空けるというようなことが必要となっておりますので、その半分2,300名の全体で50%を目標として考えております。

令和2年の台風のときに、それで行いましたが、そのときはその50%のうちの、またさらに30%を一応想定して受け入れをしたところでありますが、実際の収容率はそのうちのまた30%ということで、十分に足りていたということでもあります。

ただ、この感染者に対する避難所の運営については、国のほうからも特にこの新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設でありますとか、運営のガイドラインが示されておりますし、さらに宮崎県独自の、コロナ禍の、新型コロナウイルス陽性者、それから自宅療養者、それからそういった方々の災害時の避難についてというガイドラインが示されていますので、それに配慮して運営をしていくということになっています。

ただ、新型コロナウイルスの陽性者、それから濃厚接触者等についての情報は私たちは持っていません。県のほうに問い合わせますと、感染者になった方々が地元の市町村窓口、うちでしたら総務財政課であります。そちらのほうに電話をしてどこに避難すればいいんでしょうかというのをお尋ねくださいということになっていますので、そのときに受け付けた場合には、うちの

ほう一般の避難者と区別をして対応していくということにしております。

実際に昨日ある町の首長と話をしたのですが、なかなか難しいよねということでもあります。

避難所については前もってこの場所が、いわゆる新型コロナウイルス感染者関係の避難所ですよ、これ一般ですよという区別もなかなか難しいということでもありますので、そこら辺り一部もどかしく思いながらも、先ほど言いましたガイドラインによって安心安全の対策を講じた上で、臨機応変に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 特に最近の報道を見ておりますと、高齢者とか基礎疾患のある方の死亡例が多く報告されるようになっております。できるだけその感染対策をしっかりとさせていただいて、避難所運営をしていただきたいと思います。

今回、新型コロナウイルス対策として親戚や知人宅への縁故避難、自宅にとどまる在宅避難など、様々な方法があることをオフトーク通信で提案されておりました。指定された避難場所ではなく安全な場所なら、避難場所としては私もベストだと思いますので、今後もしっかりと町民への周知をしていただけるよう要望をしたいと思います。

次に、防災訓練や避難訓練の実施についてお尋ねいたします。

防災訓練は自然災害への備えとなるだけでなく、地域防災力を高めるために欠かせない取組です。

自然災害を想定して、保存食や衣類、携帯トイレをはじめとした防災用品セットの確保や、ハザードマップを活用した避難経路のチェックだけでなく、平時より防災訓練を行い、迅速な行動がとれるよう防災意識を養う必要があります。本町では、長らく避難訓練を実施していないと私は記憶しております。

私は仕事柄、高齢者と接する機会が多くあります。その中で、避難場所について最近をよくお尋ねしております。自分がどこに避難するかが分かっていない方が、その中で多く見受けられ驚かされます。

ハザードマップを各家庭に配布していただきましたが、これ、とてもすばらしいハザードマップなのですが、見ていない方が多いようなので、周知を徹底する必要があるのではないのでしょうか。

防災・減災対策をする上で、地区単位での協力は不可欠です。自助、共助の意識を地域コミュニティに根づかせ、地域防災力を向上させることが自然災害から多くの命を守ることにつながりますので、防災訓練や避難訓練を実施する必要性を感じます。今後の取組についてお伺いします。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 元気象庁の気象研究所長の大谷東平さんという方が、台風十戒というエッセイを書いておられまして、その中でこういうことを言っているらしいです。

「町の災害史を知ろう。自分の家がどんな現象に危険なのか、何によって守られているのか、それが破られたらどんなことが起きるのか知っておこう」と言われております。まさに、そこで今お尋ねの防災マップが必要になってくるわけでありまして。自分の住む地域、場所がどんな危険なのか、どんな状態なのかハザードマップに示されていますので、それらをそれぞれがよく知ることによって防災意識が高められる。また安全が少しでも高められて、リスクが減るものと私は思っています。

ですから、ハザードマップをできるだけ一人でも多くの方々が常に身近において、手に取ってもらって災害について考えるきっかけ、あるいは、先ほど言いました自分の場所が、住んでいるところが、地域がどんな状態なのかを知ってほしいなと思っています。いずれにしても、常に日頃から、先ほど言いましたように「もしも」に備えておくことが大事だろうと思っています。

そこで、もう一つであります、防災に関して、先ほどから訓練とかいう取組のお尋ねでありました。

これにつきましては、4月に宮崎地方気象台によります防災講話を実施しておりますし、11月には京都大学防災研究所による南海トラフ地震関連の講話でありますとか、東日本大震災の体験談・教訓について、実際に被災地で遭われて活動された方々の講演会を予定しているところであります。

それから、ハザードマップについては今回、ウェブ版で見れるように配慮をしまして、またそういった取組をいたしましたので、ハザードマップも新たに4月に配布をしております。これにつきましては、先ほどから周知の徹底をしていただきたいということもありましたので、自治公民館の会場で説明をしたり、またオフトークで流しておりますけれども、さらに周知を図ってまいりたいと思っています。そういうことです。

以上です。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 講話を今年何回かされて、ウェブ版も開設されたということですが、ウェブ、インターネットは高齢者がなかなかできないという方もいらっしゃると思いますので、高齢者に分かりやすく周知をお願いしたいと思います。

それと、その講話も私はいいとは思いますが、やっぱり地区単位で避難訓練をやったほうが、特にお年寄りには「私はどういうふうにして逃げたらいいの」という方が結構いらっしゃるんですね。だから、地区単位、公民館単位でお互いに助け合うというようなやり方を、実践

していくのが一番いいのではないかなと思いますので、地区単位で避難訓練、防災訓練などをできるだけ実施していけたらと思います。

それと、今回のオフトーク通信で、各種団体もしくは公民館単位で申し込みをすると、防災講座やハザードマップの説明会開催に対する要望を受け付けているというようなことが流れておりましたが、地区に加入していない町民への説明は、どのようにしていくのかお伺いたします。

○議長（中武 良雄） 総務財政課長。

○総務財政課長（河野 浩俊君） 今、お話にありましたように、地区単位での防災訓練、防災講座説明会等につきましてはお流ししているところがございますが、地区から外れている方の対応につきましては、ちょっと今想定しておらなかったところで、貴重なご意見として今後対応を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今、地区に加入されていない方が多数いらっしゃるということで、一人でも取り残しがないような形で説明をしていただきたいと思います。

次に、災害時の備蓄体制についてお尋ねいたします。

備蓄用品について、備蓄量はどのような災害を、どこまでの災害を想定して、何人分、何食、どのようなものを用意されているのか、お尋ねいたします。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 大規模災害が発生した折には、被災地域内での自立的な供給体制が必要になってくると思っております。そこで、物資不足や避難生活の環境改善の観点から、食料や飲料水、生活関連品、資機材等の計画的な備蓄に今努めているところであります。

特に、要支援者や女性の避難生活に必要な備蓄物資の確保とともに、食料等の備蓄物資の選定に際しましては、食品表示表でアレルギー表示が義務づけられております特定原材料を含むアレルギー物質を含まない食料品とするなど、配慮に努めているところであります。

それから、大規模災害に準じ、最近では家畜災害が起こっております。そういった例えばCSFでありますとか、口蹄疫、鳥インフルエンザ、それらについても備蓄に努めているところであります。備蓄食料品等の具体的な内容につきましては、総務財政課長及び福祉保健課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（中武 良雄） 総務財政課長。

○総務財政課長（河野 浩俊君） 災害時の食料備蓄につきましては、全ての災害を対象に飲食の確保が困難となった方を対象とし、常時約1万食と飲料水約4,000人分の備蓄を行っているところでございます。約としましたのは、入れ替えとかそういったことで増減しますので、目安

としてその辺りを基準に考えているということでございます。

内容としましては、先ほど町長からありましたが、主食や副食に加えて栄養補助食品と水の備蓄も行っているということでございます。

以上です。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 防災備蓄品の在庫管理表を先日、担当課のほうから頂きましたが、私は以前から気になっていたことがあって、生活用品の欄でペーパー類、生理用品というのがあるんですけど、ここではトイレトペーパーのみで生理用品の備蓄がありません。

今回、近隣町村の備蓄品リストを入手して手元にございますが、新富町、高鍋町ではしっかりと生理用ナプキンが備蓄されております。これは、女性にとってとても必要なものです。もちろん市町村の備蓄品の種類、数量については宮崎県備蓄基本指針に基準が示されていると思います。

備蓄の基本的な考え方は、住民個人が3日分の備蓄、町が3日分、県が3日分となっております。しかし、非常時ですので、準備をしても忘れてくる場合や、環境が変わることで急に生理になったりする場合がありますので、生理用ナプキンの備蓄も私はすべきだと思います。

本町では、防災や危機管理を担当する部署に女性職員がいないので、避難所運営や備蓄用品に女性の視点が反映されにくい現状があるのではないのでしょうか。女性職員がいる自治体はゼロの自治体に比べ、生理用ナプキンや粉ミルク、紙おむつなど女性、乳幼児が必要な物品を常備している割合が高い傾向にあるということです。女性職員の割合が低い背景には、休日の緊急対応があったり、災害時に長時間勤務が必要になったりするため、男性職員の配属を優先していることがあるのではないのでしょうか。

今後は、女性職員を配属している自治体がどのような工夫をしているかを分析し、女性参画を進めていただきたいと思います。お考えをお伺いいたします。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほどから質問出ております事柄です。特に、以前と違って気をつけなれないといけない、あるいは配慮しないといけないというのが大きくは3つあると思っています。

1つは要支援者の方々、いわゆる社会的弱者を含む要支援者の方々、それから女性の方々、こういった方々の備蓄物の確保について、それから合わせて先ほど言いましたようなアレルギー物質関係の食料品等々は、特に注意喚起をしながら配慮をしないといけないものだと思います。

そこで、これらについては保健センターのほうと担当のほうで連絡を取っておりますので、女性の担当がいないから配慮していないというわけではありませぬので、そこはご理解いただきたいと思っております。

それから、一部そういった女性職員のほうにも私のほうでは調達を今行っているという報告を

受けておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今のお話をお聞きして少しは安心をいたしました。

次に、賞味期限を迎える備蓄食品や備蓄物資の有効活用について、お尋ねいたします。備蓄物資の賞味期限、または有効期限の点検がどのようにされ、有効活用されているのか、一般町民の方々は分かりにくいと思いますので、その有効活用の割合、やり方をどうしているのか、お知らせ願えたらと思います。

○議長（中武 良雄） 総務財政課長。

○総務財政課長（河野 浩俊君） 備蓄品の管理におきましては、国のほうで物資調達・輸送調整等支援システムというものがございまして、それを活用して消費期限が近い備蓄品につきましては、システム上で把握できるようになっております。

消費期限が近づいた備蓄品の活用方法については、町内の各種イベント、それから行事等において配布するなどして、ほとんどの備蓄品をそういう広報的なものも含めて、広報と有効活用というか、そういったことを含めて何らかの形で活用しておるところでございます。

以上です。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 何らかの形で活用されているということですが、今までどのような形で活用されたのでしょうか。

○議長（中武 良雄） 総務財政課長。

○総務財政課長（河野 浩俊君） ちょっと具体的にということではないんですけど、講演会とかそういったものがあるときに、いわゆる販促品と呼ばれるノベルティ的なものを配りますが、そのとき関連するときにパンフレットと一緒に配りするとか、そういった形での対応で実施していると。それで、消費しているところでございます。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 町民にも分かりやすい方法で、この賞味期限が近づいたものは配布をお願いしたいと思います。

次に、防災会議における女性の登用について、お尋ねいたします。

防災会議における女性委員の登用、女性の意見を政策過程に取り入れることが求められていますが、地方防災会議の委員に占める女性の比率は相変わらず3割達成にはほど遠く、本当は2020年が目標ではありましたが、2025年まで先延ばしとされました。

このことについて、2019年12月と2020年6月の一般質問でもお尋ねをしたところであり

ますが、本町の女性登用率は向上したのかどうか、お伺いいたします。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） いわゆる防災会議関係でありますけれども、これは国の災害対策基本法に基づいて設置をしているところではありますが、会議の委員としてやっぱり条件があります。例えば、トップの方を指定してするというふうになっている会議というのが、まだまだ多いところでもあります。これについては、国県のそういった仕組みが変わらないと、一末端の市町村ではできないという部分はまずご理解いただきたいといいます。

その上で、木城町の防災会議の委員は、今31名の団体の方々をお願いをしております、そのうち女性委員はわずか2名であります。そういうことで防災会議、今言いましたように各団体の代表者、トップの方となっておりますので、その方々が増えなくては、やっぱり委員として委嘱をする人数が変わってくるというのはご理解いただきたいと思います。

それから、この防災会議の中には専門員もお願いがしてあります。これは、宮崎地方气象台、それから陸上自衛隊に5名お願いをしておりますけれども、そのうちの1名が女性委員となってきているところでもあります。先ほどから申し上げましたように、女性委員を増やすことはいいことでもありますし、また必要であろうと思いますが、ただそういったトップの方、代表者の方という縛りがありますので、それはご理解いただきたいといいます。

なお、町内におけるいろいろな各種団体については、その団体の代表をお願いしますということで、あくまでトップに限らず、その団体を代表する人ということをお願いをしておりますので、その部分は若干でありますけれども、増えてきているものと思っております。

おっしゃるように、女性の視点を生かした防災対策は必要でありますし、また女性ならではの気づき、配慮がやっぱりあるものだろうと思っております。町内においても女性の防災士もいらっしゃいますし、また消防団も男ばかりではなくて女性消防団も組織をされておりますし、また女性防火クラブもありますので、そういった方々のご意見も伺いながら、共通理解の下で防災対策を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今、町長のお答えで31名の中に女性がお二人ということではあります。私もその防災会議の委員の今名簿が手元にありますけれども、この一般町民の代表者のところで、女性が2人ですけれども、同一の方が2か所なっているということですが、どちらかを副部長さんとか、どうしても長でないといけないっていうのがあるのなら、もう本当仕方がないことだと思うんですけど、でも一人でも多くの町民の方をこういう委員会の中に入れていただいて、また人が変わると、女性の視点もいろいろ変わってくると思いますので、できれば

同じ方が二つ役を持つような形にならないようにやっていただきたいなと思います。

私は、これ去年も担当課長にはお話してあるんですけど、今年も相変わらずこのままということなので、できればほかの方を一人担当に入れていただいたらいいのではないかなと思います。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほど言いましたように、委員の条件というか、選定についてはいわゆるトップ、長を出しなさいとされている部分がありますので、今おっしゃったようなことは重々分かりますが、それは仕方ないと私は思っています。それで、しなくてはいけないということがあります。

それから、中には同じような団体でも兼ねていらっしゃる方がいらっしゃいます。2つも、3つも同じ長を、それについて私たちのほうからその長をやめて、ほかの人にというわけにもいきませんので、それぞれの団体の事情があるものと思っていまして、それはご理解いただきたいと思います。

私が先ほど言ったのは、町が組織をする会議ではありますが、そういったメンバーについては、長に限らず代表者という形でその中からふさわしい人を出してくださいということで委員になっていただきたい。それは女性の方々がまだまだトップになる団体が少ない部分がありますので、できるだけそういった意味ではそういった方々が出やすいようにということで、町の会議等についてはいわゆる町で決めればいいわけでありますので、それはそれでやっているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） では、次、町営住宅についてお尋ねいたします。

これは、以前もお尋ねしているんですけど、2020年12月議会の一般質問でお尋ねをした経緯がありますが、いま一度お尋ねしたいと思います。

町営住宅には高齢者の方も多く住まわれています。以前も申し上げましたが、急速に進む人口減少や高齢化、親族間での交流も希薄化しており、年々連帯保証人確保が難しくなっているようです。そのため、今後の更新が心配という声が住民の方から上がってきております。このように保証人確保が難しくなっていることもあり、2020年4月に県も連帯保証人の条件を二人から一人へと変更しております。

近隣町村を見ても、新富町も2020年4月に連帯保証人を一人に変更しております。連帯保証人の条件緩和に関しては、高齢化による連帯保証人確保が難しいということで、全国的な問題になってきています。このような状況から、本町も連帯保証人の要件緩和に配慮する必要があるのではないのでしょうか。

前回の町長答弁では、国交省からは地域の実情などを総合的に勘案して見直していくよう通知

が来ているので、今後、住宅困窮者が入居しやすいように連帯保証人の在り方についても随時見直しなどもしていきたいとのことでありましたが、その後、連帯保証人の要件緩和について検討していただいているのか、町長のご意見をお伺いします。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） おっしゃるように、町営住宅の連帯保証人制度というのは、入居時に提出された誓約書の事項が守れない場合に、入居者に代わって債務を保証する制度でありまして、住宅管理上大変重要な制度であります。だからこそ、連帯保証人が必要だということだと思っております。

今現在、木城町の条例におきましては連帯保証人2名をお願いしているところではありますが、今おっしゃったように民法の改正もありましたので、私のほうに保証人を見つけることが難しいという声も十分お聞きをしておりますので、支障がないように入居希望者のお話を伺いながら、丁寧な対応を指示しているところでもあります。

ただ、連帯保証人を2名から1名にするということについての、条例上の明文化については、先ほどおっしゃったように一部先進事例として1名にしたところも明文化したところもありますので、これについては早々に連帯保証人1名という条例改正に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 前向きなご答弁ありがとうございます。町営住宅に入居をしておられる高齢の方々も、一年一年高齢化が進んでいくわけですが、そうすると年々保証人の確保が難しくなることはもう目に見えております。

今後、保証人を二人から一人へと考えておられるということですので、できるだけ早めの対応をお願いしたいと思います。

町営住宅維持管理について、最近、町営住宅の空室が多いように見受けられますが、現状をお伺いするとともに、近隣、直近の入居希望者の状況をお伺いしたいと思います。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 入居状況など、住宅管理に関する具体的なお質問でありますので、担当課長の環境整備課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（中武 良雄） 環境整備課長。

○環境整備課長（長友 渉君） 町営住宅の入居状況ですが、町営住宅全188室ございます。うち空き室が29室、入居率は84.6%となっております。うち中之又住宅の4室、池田住宅の20室については、今後取り壊しを予定しており、新規の入居をお断りしている状況でありま

す。また、向河原住宅及び中河原住宅につきましては、池田住宅からの転居先として空き室を確保している状況です。これらの政策空き室を除きますと入居率は94.7%となります。

池田住宅からの転居先として確保しております中河原住宅及び向河原住宅につきましては、取り壊し予定の池田住宅の現在入居者数10室に対しまして、7室の空きが確保できている状況です。入居希望者の状況としましては、令和3年度に11件、令和4年度に3件の問い合わせがありました。計14件の問い合わせに対しまして、うち5件が入居に至ったという状況でございます。

以上です。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 次に、空き室の適切な維持管理は定期的に行われているのか、お伺いします。

住民の方から空き室の現状を見に来て、これは中島団地それと中河原住宅に関してであります。私も以前から何度も足を運んでいます。住宅退去時は後から入居する人が気持ちよく使用できるようにきちんと清掃して退居されていると思いますが、その後の管理が行き届いていないのか、中には草が生い茂って見るも無残な状況の住宅も点在しております。

最近、中島団地のほうは草刈りをされたようですが、草刈りをする前はひどい状況でした。また、何年も空き室になっているというところでは、中河原住宅などは雨戸もないので、畳やふすまに直接日光が当たり、色が変わってもったいないなというようなところもあります。回ってみますと、畳には段ボールが敷いてあったりとか、少しは管理してあるのかなと思うんですけど、ふすまなどはもうそのままなので、あれに日光が当たったら、きれいな白で補修してあったんですけど、黄色くだんだん黄ばみが出てきて汚くなるのではないかなと感じました。

早くから担当課にも相談をしているのですが、いまだそのままの状態です。このような状況では入居希望者も現状を見て辞退をされるのではないかと思います。

そこでお尋ねしますが、空き室の適切な維持管理は定期的に行われているのでしょうか。

○議長（中武 良雄） 環境整備課長。

○環境整備課長（長友 渉君） 具体的な空き室の維持管理状況につきましては、毎月一回の巡回を行いながら、換気や状況の確認を行うように計画をしております。ご質問にあったような雑草対策、ふすまの日焼け等も含めて適切に維持管理ができるように、早急に対策を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） この町営住宅は、私たち木城町民の大切な財産でもあります。特

に中島団地が草が生い茂って大変な状況であったんですけど、シルバー人材センターの方が草刈りをされたということで、行政で手に負えないような状況なら、シルバー人材センターと年間契約でもして定期的な管理をお願いしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中武 良雄） 環境整備課長。

○環境整備課長（長友 渉君） 職員で手が回らないような状況とかも出てくることもあると思いますので、そのときはぜひ質問にありましたようなシルバー人材センター等を使いまして、適切に維持管理ができるようにしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 次に、町営住宅でのペットの飼育、これについてお尋ねいたします。

町営住宅は、木城町が公営住宅法に基づいて、住宅に困窮する方に健康で文化的な生活を営んでいただくため、国の補助を受けて建設した町民共有の大切な共有財産です。

そのため、住宅内では共同生活ですので、皆さんに明るく快適に生活をしていただくため、幾つかのルールがあります。その中に、町営住宅内におけるペットの飼育は禁止との事項もあります。しかし、これは何年も前からになりますけれど、犬や猫を飼育しておられる方が多数いらっしゃいます。

これが犬なんですけれど、夜中に鳴き声がうるさいと、眠れない、そういうことを担当課に何度も相談に行っておられる住民もいらっしゃいます。私も、去年になるかと思いますが、担当課に相談に行っておりますが、依然として状況は変わっておりません。この間、どのような対応をされてきたのか、お伺いいたします。

○議長（中武 良雄） 環境整備課長。

○環境整備課長（長友 渉君） ペットの飼育は、もちろん禁止となっておりますので、ペット飼育の情報等があった場合には、個別に訪問指導を実施しております。また、普段から広報紙においてペット飼育や、付近の猫等への餌やり行為等について禁止の周知を行っているところであります。

以上です。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 皆さんは、動物アレルギーというのはご存じですよね。動物の抜け毛や浮遊物でアレルギーを起こし、激しければアナフィラキシーショックを起こしたり、命の危険さえもあります。

今後、動物アレルギーや喘息の持病がある方が犬を飼っていらっしゃったり、猫を飼っていら

っしゃったりした方の後に入居されることも考えられ、被害も危惧されます。早急に動物飼育の調査による状況把握をしていただくのも必要ではないかと考えます。

また、条例に明文化すれば違反者に対し、根拠を明確に示した上で、是正指導を行えるようになり、有効であると考えますがご意見をお伺いいたします。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） いわゆる町営住宅のペット飼育等については、今現在、条例で禁止項目になっています。ただ、おっしゃるように中には犬、猫、小鳥等も含んで飼っていらっしゃる方がいらっしゃいます。やっぱり今、現在こういった状況というか、時代の背景としましては、ペットが悪いのではなくてやっぱり、人間もペットもお互いに穏やかな下でしっかりルールを守って、お互いに生活をしていくことが大事かなと思っています。

特に高齢になりますと、やっぱり子供さんも大きくなって近くにいない。ペットあるいはそういった愛玩動物に癒されることもあります。一方では、やっぱり鳴き声とか、私も犬を飼っていてよく言われましたが、うるさいとか言われる方も実際います。臭いも嫌だという人もいらっしゃいます。いろんな人がいらっしゃいます。

そういうことで、個人の家だったら自分の敷地内で飼っているのですが、まだいいわけですが、ただ公営住宅となりますと、やっぱりそこに住んでいらっしゃる、10人おれば10人の方々が、それぞれ気持ちよく共同生活を送ることが大事でありますので、そういった意味では、私はもうそろそろ、トラブルを起こさない公営住宅におけるペットの飼い方、ルール、条例を設けるべきだなと思っています。

そういうことで、ある一定のルールをもってみんなが納得してもらえれば、お互いに快適な生活ができると思っています。例えば、犬が駄目だということは一概に言えない部分もあるんですね。例えば、介助犬でありますとか、認知の方はその介助犬、盲導犬等も必要であります。また、小鳥の鳴き声はいいけれども、犬は駄目だ、猫は駄目だという人もいらっしゃいます。そういうことで、いろいろなお互いが擦り寄れるところは擦り寄って、お互いが気持ちよく生活できる、公営住宅で生活できるそういったルール化は今後必要かなと思いますので、担当課のほうに検討させていきたいと思っています。

以上です。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 条例の明文化、これはお願いしておきたいと思います。

次に、最後の質問になりますが、ペット飼育が可能な町営住宅を検討する必要があるのではないかなと、今の町長のお話をお聞きしても思ったのですが、町営住宅で楽しく生活できるかどうかは入居者一人一人の心がけが本当必要です。しかし、日本は子供のいる家庭よりも、ペットを

飼育している家庭のほうが最近多くなってきております。

以前は単なるペットという位置づけをしておりましたけれど、現在はそれを越えて家族や友人の一員として伴侶動物として認識されるようになってきています。動物がいますと、私も猫、野良猫を引き取って今飼育していますけれど、とても癒されます。今後は、ペットの飼育が可能な町営住宅も検討する必要があるのではないかと思いますけれど、ご意見をお伺いいたします。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほど言いましたように、新たにペット専用、ペットと一緒に暮らすことができる住宅を建設するという事は、現時点では難しいと、できないものと私は思っております。ただ、先ほどから言いましたように、ペット飼育で穏やかな生活を送れるというのであれば、先ほど言ったように公営住宅における、いわゆるペット飼育のルール化といたしましうか、決まり事を作れば大分緩和されるものと思っておりますので、まずはそのほうから取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 私は、新しい住宅を造ってそこに入っていくということは全然考えておりませんでした。できれば、古い住宅を利用して動物を飼っていらっしゃる方を、その1棟というか、そこに入っていくと、動物を飼育している方とまた一般の方と分けたような状態で棟を分けてできないかなと、考えて質問をいたしました。

これで、私の質問を終わります。

○議長（中武 良雄） 1番、久保富士子君の質問が終わりました。

○議長（中武 良雄） ここで10分間、休憩といたします。

午前9時59分休憩

午前10時07分再開

○議長（中武 良雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、4番の質問事項については、一問一答式により、7番、黒木泰三君の登壇質問を許します。7番、黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） 心配されました台風11号も大きな被害もなく、過ぎ去って安堵しているところであります。まだ、今からが台風シーズンということになってまいりますが、とりあえずは新型コロナウイルス対策や台風対策について、大変お疲れさまでございます。

私は、自治公民館の維持と再生に向けた取組について、質問をいたします。

先日、教育課のほうから町が現在進めております自治公民館活動支援について、議会に説明が

あり、私の質問事項と重複しましたが、既に通告しておりましたので、そのまま質問をさせていただきますと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

自治公民館の存続は、安心安全をはじめとする地域の活力、団結を図るために最も大切なことであると認識をしております。これが、個人ばらばらの考えであったら、地域はたちまち崩壊してしまうだろうというふうに思っているわけでございます。

しかしながら、公民館加入促進はご承知のとおりでありまして、今の時代、そう簡単なものではないということは分かってはおります。調査事例を報告して、質問といたしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

人口減少や少子高齢化等により、自治公民館等の運営も非常に厳しい時代となっております。特に、この3年間はコロナ禍により限られた公民館行事さえも制限され、思うような運営ができない状況であります。今後とも、この新型コロナウイルスは常在化するとも言われております。常に、新型コロナウイルス感染症と向き合った新しい生活様式とも言われております。

そこで、町長はポストコロナの新しい社会の実現も施政方針の一つとして挙げられております。新型コロナウイルスが収束するかしないかは誰もわからないわけでありましてけれども、町長の考えはどう思っているか、伺いたいと思っております。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） これにつきまして、今、黒木議員がおっしゃったように、今少子高齢化、人口減少という時代を迎えておりますので、そういった中で公民館活動、さらにコロナ禍もありますので、自治公民館活動がなかなかできない。そして、できないけれどもその在り方は大変問われていると、私は思っております。

特に、こういった、少子高齢化、人口減少という社会現象のデメリットとして、私は4点考えております。

1つ目が、地域活動、まさに自治公民館活動が困難になってきたということでありまして。2つ目が、それぞれ価値観が多様化しているのです。あるいは世代間ギャップもありますので、そういったことで対応がなかなか難しくなってきたということ。3つ目が、認知症でありますとか、社会的弱者など公共で支え合うことができない部分、あるいは見守りができない部分を地域でお願いせざるを得ないわけですが、そこら辺りが、どうかなという部分が3つ目でありまして。4つ目が、いわゆる災害時の対応であります。災害時では公共、役場とか消防、警察が来る前に、まずは隣近所でありますとか、その地域のほうで最初の初期活動といいたししょうか、そういったことが大事になってきますので、そういった意味では近所あるいは共助の役割の増大が出てきているなと思っております。

しかし、今、黒木議員がおっしゃったように、一方ではそういったながらも自治公民館活動が停

滞をしてきているところでもあります。だからこそ、公民館には魅力ある公民館、それから身近に感じられる公民館、身近な社会とのつながりの場である自治公民館が求められているとっておりますので、そういった観点から今おっしゃったように私の施策の中で、特に2点お願いを今、恵利教育長にしたところでもあります。

1点目が、NPO法人などの木城モデルの制度設計、2点目に自治公民館活動活性化支援事業などの、研究活動をしていただきたい旨をしております。今、恵利教育長の下で鋭意、活動していただいているというところでもあります。

それから、国の新型コロナウイルス感染症対策本部も、今現在、日常生活とか社会経済活動をできるだけ継続しなさい。回していきましょうということで、いろんな行動緩和等もされていますので、そういったことを含めながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） 感染症と向き合った公民館活動運営が余儀なくされるというわけではありますが、だからこそ町行政と自治公民館の深い絆が必要であります。町長の思いや、先日の説明会等を聞いて特にそのように感じたところでもあります。全国的に公民館加入率は低下しているとは思っておりますが、本町の加入率は何%なのか伺います。

そして、今後どのように推移していくのか、執行部のほうの考えをお聞かせください。

○議長（中武 良雄） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 本町の自治公民館加入率でありますけれども、町内全世帯数に対しての自治公民館加入世帯数の割合、これになります。令和4年4月現在73.2%になっております。過去5年間の加入率であります。一部微増の年もありましたが、これから徐々に減少していく、今後も減少していく推移になるのではないかと見込んでいるところではございます。

以上です。

○議長（中武 良雄） 黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） 現在、73.2%、地域によっては60%前後のところもあると聞いております。原因はいろいろと考えられると思いますが、役員をしたくないとか、地区行事に参加するのが面倒くさい。そして、縛られたくないといった考えが多いかと思いますが、この原因については教育課のほうではどう思っておられますか。

○議長（中武 良雄） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 昨年度ですか、一昨年度とか、公民館館長さんとか、そういう会議の中でもアンケート等を取らせていただいたり、調査をしたりした中で出てきておりました理由としまして今、議員がおっしゃったように、役が難しいとか、今までのしきたりとか流儀とかそう

いうものを引き継ぐのがなかなか難しいとか、役によっては非常に重責になったりすると、金銭的なものを取り扱うとか、または今議員もおっしゃったように、新たな今までの深いつながりというのでしょうか、そこら辺を心配される。よそから来られた方がそういうのがなかなか難しいとかいう部分を挙げられていたところがございます。

以上です。

○議長（中武 良雄） 黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） そのほかにもいろいろあるかと思えますけれども、金銭的なこともあると思います。そういうことで、大変な加入促進になっておるといふふうに思っていますが、それではそのような思いをつくった原因は何なのか、日本は民主国家だから仕方がないわけでありませけれども、車社会になり、自由に行動ができる。物は豊富にあり、衣食住に困らない、自分だけや家族だけで自由に生活が可能といった社会環境が変化したことだろうと思っているところです。

そこで、町長は施政方針の中で、コロナ禍の中でのまちづくりのほかに、安心安全なまちづくり、町民が主役のまちづくり、そして教育のまちづくりの4つの視点から、町政の推進を図っていくとしております。特に、安心安全なまちづくり、町民が主役のまちづくりについては、先ほども言われましたけれども、自助、共助、近助といったことを考えると、自治会を中心とした協力関係が最も大事だろうと思うわけですが、そこで町長が取り組まれているのが、先日説明がありましたけれども、自治公民館活動活性化支援事業であります。町長の具体的な説明をお願いします。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今おっしゃったように、自治公民館活動活性化支援事業に取り組んでいただきたい旨を教育委員会のほうに指示をしております、今その方向で鋭意活動を検討していただいておりますので、具体的になりますので、教育長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（中武 良雄） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 今、議員から様々なご指摘もありまして、やはり安全安心、ゆるやかなネットワーク、新たなネットワークというのでしょうか、そういうものをしっかり築いていくことが大事かなと思いながら、本年度から新たな自治公民館活性支援員、この方を配置しまして、自治公民館の活性化に向けた応援支援事業というのに取り組んでおります。

具体的には、各公民館の活動取材、今初期段階でございますので、または他の市町村での取組調査等を通して、公民館長さんに対して公民館運営に関する定期的な情報提供を行っているところであります。また、自治公民館のホームページを新たに開設しまして、町民に対しての情報提供を図るとともに、町外に向けてもそういう情報発信しながら、公民館と役場を結ぶ役割として

配置している地域担当職員も公民館活動についての定期的な情報共有を行っています。さらに、本町転入者、未加入者への加入案内リーフレットの作成、配布を行ってもおります。

今後ですけれども、各公民館現状分析を今しております、それぞれの公民館が抱える課題を明確にしまして、個別に対応させていただくことで、自治公民館の活性化を少しでも回転が生まれるよう支援してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（中武 良雄） 黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） 専門担当職員を配置いたしまして、それから地域担当職員、各自自治会との連携の中で、住みよいまちづくりを進めていくと、今の行政推進の中では最も重要なことだろうと、期待も大きいわけであります。

しかしながら、加入推進へつながるかとなると、疑問が残るわけであります。ただ、行事を多くすればするほど、公民館離れが多くなる傾向も多少あるわけであります。簡単なものではないと申し上げましたが、加入推進への道は大変険しいものがあるというふうに思っているところであります。

そこで、前、1年ぐらい前にポイント制度ということについて申し上げたことがあるんですけども、宮崎市の中央西地域では加入することにより希望が持てる、そして楽しみがある、そして生きがいがあるといったメリッ的な方策を考え、予算は必要ですが、ポイントカードを導入しております。1世帯1枚のカードで家族全員が使用することができるわけですが、ポイントがたまれば商品券に変えることができる。各種イベント、それからボランティア活動、町内商店事業所の利用といったものにポイントが加算されます。選挙の投票率向上にも役立つのではないかと、いうふうに思っているところです。

最近では、子供用カード、それから高齢者カードも発行し、安心安全の確保、それから見守り、商店等の特典など有効的な活用によって、自治会の活性化と加入促進を図っているとのことでした。本町でも、今後名案を考え、もしどこかの自治会でこのような動きがあれば、指導、協力、支援はしていくべきだろうと思いますが、町長に伺います。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、ポイント制度を活用した自治公民館活動活性化、加入の推進も含めてであります、ご提案いただいたところであります。

私も、このご質問を受けたときに、大変いい考えだろうと、アイデアだなと思ったところがあります。ただ、自治公民館加入者だけに対してのポイントカードはいかがなものかなというのがありまして、そういったものを導入すれば町民全体を対象にしたポイント制度等にしていけばいいのかなというのが1点。

それから今、デジタル化の時代、デジタル化が求められていますので、高齢者にとってはアナログ派、私も含めてアナログ派でありますので、なかなかデジタル化は難しいところではありますが、しかし時代の波と変化は確実にデジタル化でありますので、デジタル化との結びつき、それからあと以前地域通貨というのがありましたが、その地域通貨との連携、あるいは各種今ポイント制度、先ほど言いましたように投票率を上げるための、投票に行ったら何ポイント付与するか、そういったもの、それから今現在、木城町では健康マイレージポイント制度もありますので、そういったものを全部まとめたところで、全体でのポイント制度を設けながら、しっかりと公民館加入者に手厚く、そしてそういった活動ができるような、ポイント制度は必要かなと思っていますので、これについてはご提案の意に沿って検討を今後させていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（中武 良雄） 黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） 加入率が今のパーセントぐらいで維持していくことはいいことですが、それを望んでいるところではありますが、現在の加入率の低いところを、重点的に努力していくことも重要なことだというふうに思っております。このことについては、先ほど今後やることということで教育長のほうから説明がありましたけれども、ぜひとも踏み込んで、そういう加入率が特別低いところは踏み込んで中の調査をしていただきたいというふうに思っているところです。

それで、町においても支援事業を立ち上げたわけでもありますので、原因を探り踏み込んだ、先ほど申し上げましたように踏み込んだ取組で加入促進に最善を尽くしていただきたいということでお願いし、この質問を終わりたいと思っております。

次に、来年は統一地方選挙の年となっております。

本町においても、4月に統一地方選挙があるわけですが、その中に町長選挙も行われるわけがあります。町長もいろいろ政策等もあるかと思いますが、町長が次期選挙の出馬を考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 来年の統一地方選挙についての出馬の考え方ではありますが、結論から申しますと3期目挑戦をしたいと思っているところでもあります。

私、平成27年4月28日から町民各位の温かいご理解とご支援を賜りまして、第4代の木城町長として今かじ取り役を任されているところでもあります。願いは一つでありまして、思いは、清き一票を次の選挙の年、4年後には倍にして返したいという思いで今までやってきたところでもあります。

2期目の取組につきましては、1点目に、町民が主役のまちづくり、2点目に地域活性化・住

民サービス向上プロジェクトの推進、3点目に個性が光る農林業・商工業の振興、4点目に教育のまちづくり、5点目に子育て支援日本一のまちづくり、6点目に災害に強いまちづくり、7点目に医療・福祉・介護の充実、8点目に効果的・効率的な行財政運営の推進という8つの柱を掲げまして、議員各位のご助力もいただきながら、町民の皆様と協働で、政策の実現に取り組んできたところであります。

しかし、一方でご案内のように未知のウイルスであります新型コロナウイルス感染症対策に追われておりまして、思うような政策展開ができなかった部分もありますので、そういった意味ではまだまだやり残したこともあり、道半ばだと思っております。そういった部分をしっかりと3期目で町民の方々にお伝えをして、取り組んでまいりたいと思っております、そういうことで来年の統一地方選挙、参戦に向けて出馬させていただきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（中武 良雄） 黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） ありがとうございます。以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中武 良雄） 7番、黒木泰三君の質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

日程第2. 散会

○議長（中武 良雄） 日程第2、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。明日8日から9日は、委員会審査となっております。

本日はこれで散会といたします。

議会傍聴にご来場いただきました皆様に、一言お礼を申し上げます。本日は、早朝より熱心に傍聴いただき、また新型コロナウイルス感染症防止対策にご協力いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

これからも議員一同、皆様のご期待に応えられるよう議会活動を進めてまいりますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。

議員の皆さんは控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（藤井 学君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前10時32分散会
